

平成20年 3月27日



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

加工食品の品質表示実施状況調査の結果について（平成18年度）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、加工食品について、JAS法に基づく品質表示基準に定める表示が適切に行われているかどうかを定期的に調査しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報及び食品表示ウォッチャーからの情報に係る商品について、JAS法に基づく表示が適切に行われているかどうかの調査を必要に応じて実施しています。

これら調査の結果、品質表示基準にかかる不適正な表示が確認されたものについては、センターからの文書による技術上の改善指導を行い事業者に改善報告を求めたほか、必要に応じて地方自治体等関係機関に情報回付を行いました。また、重大な不適合については農林水産省と協議のうえ、立入検査等の対応を行いました。

今般、平成18年度の調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

調査概要

1 調査内容等

- (1) 実施機関：センター本部及び7地域センター
- (2) 調査実施時期：平成18年4月～平成19年3月
- (3) 調査実施商品数：5,375商品

2 調査結果

(1) 加工食品の品質特性に係る成分分析による調査

5,375商品のうち5,330商品について品質特性に係る成分分析等の検査を実施した結果、224商品（4.2%）に表示の不適正及び疑義が認められました。

また、45商品については分析を伴わない表示状況の点検のみを実施しました。

純正性の確認分析（不正に異種原料の混合等が行われていないかどうかの確認）は2,183商品実施し、表示に疑義があったものは130商品（6.0%）でした。

原料の原産地表示の確認分析は657商品実施し、表示に疑義があったものは66商品（10.0%）でした。

使用原材料の確認分析は 880 商品実施し、表示に不適正が確認されたものは 2 商品 (0.2%) でした。

表示された数値の確認分析は 259 商品実施し、表示に不適正が確認されたものは 3 商品 (1.2%) でした。

個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は 1,003 商品実施し、表示に不適正が確認されたものは 23 商品 (2.3%) でした。

遺伝子組換え表示対象食品の検査は 416 商品実施しましたが、遺伝子組換え表示に係る不適正が確認されたものはありませんでした。

(2) 加工食品の遺伝子組換え表示対象食品の調査

(1) の検査で、遺伝子組換え原料の混入の可能性があったものは 157 商品 (37.7%) でしたが、当該商品全てについて分別生産流通管理が正しく行われていたことを現地調査等により確認しました。

(3) 加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

5,375 商品について表示実施状況を調査した結果、品質表示基準で定められた表示方法でない不適正表示があったものは、668 商品 (12.4%) でした。

(4) 加工食品の重点調査

平成 18 年度、センタ - では以下の品目について重点的に調査を実施しました。

・緑茶の表示に関する重点調査

市販されている緑茶 241 商品について、表示の実施状況のほかアミノ酸の構成比の分析を実施した結果、表示に無いグルタミン酸ナトリウム等を添加している疑義が認められたものが 6 商品ありました。

3 表示不適正に対する対応状況

調査の結果、表示の欠落や表示事項の散在等の表示方法等の不適正な表示が認められた場合は、商品の表示責任者に対しセンターから文書による技術上の改善指導を行っています。

また、表示の真正性の確認分析を行った結果を含め、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示の疑義があったものについては、農林水産省等に情報提供し措置を講じることとしており、表示に重大な違反のあった 14 業者に対して、農林水産省から JAS 法に基づく改善指示等が行われています。

問合せ先：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 表示監視部 表示指導課

担 当：^{みうら}三浦、^{てらがうち}寺垣内

電 話：048-600-2383（直通）

ホ-ムペ-ジアドレス：<http://www.famic.go.jp/>

加工食品の品質表示実施状況調査の結果について（平成18年度）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、加工食品について、品質特性に係る成分の分析等により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準に定める表示が適切に行われているかどうかを定期的に調査しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報及び食品表示ウォッチャーからの情報等に係る商品について、JAS法に基づく表示が適切に行われているかどうかの調査を必要に応じて実施しています。

今回、平成18年度（平成18年4月～平成19年3月）における品質表示実施状況について、以下のとおり調査結果を取りまとめたのでお知らせします。

1 調査内容等

（1）実施機関：センター本部及び7地域センター

（2）調査実施時期：平成18年4月～平成19年3月

（3）調査実施商品数：5,375商品

（4）調査内容

1）加工食品の品質特性に係る成分分析調査

純正性の確認分析（不正に異種原料の混合等が行われていないかどうかの確認）

- ・食肉加工品のELISA法肉種鑑別による使用原料肉の肉種の判別
- ・オリーブオイル、酪農製品等の脂肪酸組成分析による原料油脂の種類判別
- ・果実飲料の炭素安定同位体比等分析による異種原料混入の有無の確認
- ・はちみつの炭素安定同位体比等分析による異種原料混入の有無の確認
- ・加工米飯のDNA分析による表示米品種の確認
- ・めん類のアミノ酸組成分析によるそば含有量の推定 等

原料の原産地表示の確認分析

- ・アジ・サバ加工品のDNA分析による品種判別結果に基づく産地の推定
- ・梅加工品の微量無機質成分の構成比に基づく産地の推定 等

使用原材料の確認分析（表示された又は表示されていない原材料の使用の有無）

- ・表示に則した食品添加物等の使用の有無

表示された数値の確認分析

- ・塩蔵わかめの食塩含有率
- ・ソーセージ、魚肉練り製品等のでん粉含有率 等

個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析（名称が定義に合致しているかどうか等の確認）

- ・ベーコン類等（ベーコン、ハム、ソーセージ）の亜硝酸分析による名称の確認

- ・ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、ウスターソース類の粘度測定による名称の確認
- ・ジャム類、トマト加工品等の可溶性固形分の分析による名称の確認 等
遺伝子組換え表示対象食品の検査
- ・遺伝子組換え原料不使用表示等の食品のDNA分析による組換え体混入の確認

2)「名称」、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」、「保存方法」、「製造業者等の氏名又は名称及び住所」等のJAS法に基づく表示事項の表示実施状況の調査

2 調査結果

(1) 加工食品の品質特性に係る成分分析による調査

5,375商品のうち5,330商品^()について品質特性に係る成分分析の検査を実施した結果、224商品(4.2%)に表示の不適正及び疑義が認められた。

また、45商品については分析を伴わない表示状況の点検のみを実施した。

これらの調査結果の内訳は以下のとおりであった。

() 複数の成分分析を行っている商品があることから、成分分析を行った総商品数(5,330商品)は、以下の ~ の商品数の合計とは一致しない。

純正性の確認分析は2,183商品実施し、表示に疑義があったものは130商品(6.0%)であった。

原料の原産地表示の確認分析は657商品実施し、表示に疑義があったものは66商品(10.0%)であった。

使用原材料の確認分析は880商品実施し、表示に不適正が確認されたものは2商品(0.2%)であった。

表示された数値の確認分析は259商品実施し、表示に不適正が確認されたものは3商品(1.2%)であった。

個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は1,003商品実施し、表示に不適正が確認されたものは23商品(2.3%)であった。

遺伝子組換え表示対象食品の検査は416商品実施し、遺伝子組換え原料の混入の可能性があったものは157商品(37.7%)であった。なお、当該商品全てについて分別生産流通管理の調査を実施し、遺伝子組換え表示に係る不適正が確認されたものはなかった。

(2) 加工食品の遺伝子組換え表示対象品の調査

2の(1)の416商品については、DNA分析(注1)による定性分析(一商品につき3点の試料を分析)を実施し、3点とも陰性であったものが259商品(62.3%)、1つでも陽性反応を示したもの(注2)が91商品(21.9%)(3点とも陽性を示したものは38商品(9.1%))、分析不可能(注3)であったものが66商品(15.9%)であった。

遺伝子組換え原料の混入の可能性がある91商品及び分析不可能であった66商品については、製造業者に対して調査等を実施し、全ての商品について、遺伝子組換えに関する表示が適切であったことを確認した。

このうち、3点とも陽性反応を示した38商品については、製造業者等から原料農産物または商品を手入して再度DNA分析を行い、陽性反応を示した18件について原料の定量分析を行った結果、定量限界(0.1%)未満6件、0.1%以上(最大0.4%)12件で、いずれも分別生産流通管理を適切に行った場合の意図せざる混入の上限である5%(注4)を下回っていたことが確認された。

(注1) DNA分析は、農産物や食品中の塩基配列のDNAのみを増幅し検出する方法であり、遺伝子組換え農産物が含まれているかどうかを検出する定性分析と、遺伝子組換え農産物の混入率を算出する定量分析がある。定量分析は、農産物については適用可能であるが、加工食品の場合、加熱や発酵に伴うDNAの変性、分解等により定量分析が不可能な場合がある。

(注2) 定性分析において、遺伝子組換え農産物の混入率が0.001%程度であっても、陽性反応を示すこともある。

(注3) 製造過程での加熱等が原因で遺伝子が分解したことなどにより、分析できない場合がある。

(注4) 農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、生産、流通のそれぞれの段階で非遺伝子組換え原料専用の機械、施設を設置することは現実的に不可能であることから、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5%程度混入する可能性は否定できない。このため我が国では、分別生産流通管理が適切に行われている場合に限り、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入をやむを得ないものと認めている。

(3) 加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

5,375商品について表示実施状況を調査した結果、表示の欠落、基準で定められた表示方法で表示されていない等不適正な表示があったものは、668商品(12.4%)であった。

主な不適正表示は以下のとおりであった。

() 複数の不適正に該当するものがあることから、不適正な表示のあった総商品数(668商品)は、以下の ~ の商品数の合計とは一致しない。

品質表示基準で定められた事項を一括して表示すべきところを、定められた事項名又は内容が欠落しているものや、表示事項が散在している等、表示の方法及び内容が基準に適合していなかったものは、185商品(3.4%)であった。

一括して表示してある事項名または内容が規定どおりに記述されず紛らわしい表

示となっているものや、原材料名の表示において、重量の割合の多いものから順に表示すべきところを異なる順番で表示していたもの等は、244商品(4.5%)であった。

表示された内容量に比べ実際の内容量が少ないものが、86商品(1.6%)あった。

名称が定義に合わないもの、原材料名の表示と使用原材料の内容が異なるもの、表示されている数値と分析値に大きな差がある等表示と実際の商品の内容等に矛盾があったものは、292商品(5.4%)であった。

個別の品質表示基準により、一部の品目で表示することが禁止されている「天然」、「純粋」等の用語や、「有機食品」であると誤認を与える表示がされていたものは、88商品(1.6%)であった。

(4) 加工食品の重点調査

加工食品のうち社会的なニーズを踏まえて、センター独自で「緑茶の表示に関する重点調査」を実施した。

実施件数

241件

表示事項の表示実施状況の調査結果

加工食品品質表示基準で定められた表示事項が適正に表示されているかどうかを確認した結果、「原料原産地」、「賞味期限」等が表示されていないものが16商品(6.6%)あった。

理化学分析による内容物確認の調査結果

アミノ酸類の分析の結果、グルタミン酸ナトリウム等の添加の疑義が認められたものが6商品(2.5%)あった。

3 表示不適正に対する対応状況

調査の結果、表示の欠落や表示事項の散在等の表示方法等の不適正な表示が認められた場合は、表示責任者に対しセンターから技術上の改善指導を行っているところである。

また、表示の真正性の確認分析を行った結果を含め、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示の疑義があったものについては、農林水産省等に情報提供し、措置を講じることとしているところである。

なお、平成18年度の調査の結果から表示に重大な違反のあった14業者に対して、農林水産省からJAS法に基づく改善指示等が行われている。